

令和7年度 東京都立練馬高等学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) いじめはどこにでもだれにでも起こりうる現象であると認識の下、日常的にいじめ防止に取り組む。いじめに関する生徒の理解を深める取り組みとして、教科指導、HR 指導、特別活動など学校生活全般において指導し、いじめは絶対許されないことであることを自覚するように促す。
- (3) いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する指導は、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。
- (4) 加害生徒への指導を継続的に行っても改善が図れず、被害生徒や周囲の生徒の学習が妨げられる場合は、校長による訓告などの懲戒を実施する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ問題（未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処）に組織的に対応するために学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

校内における未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処、への組織的対応の核となる役割。

ウ 会議

各学期2回構成委員において協議を行う。

エ 委員構成

校長 副校長 養護教諭 生活指導主任 教務部主任

1 学年担当 2 学年担当 3 学年担当 スクールカウンセラー

※いじめ発覚後は（事情聴取など）生活指導部・当該学年も関わる。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合、学校サポートチームを通して警察や児童相談所と情報を共有して、対応策を協議する。

ウ 会議

各学期一度の学校運営連絡協議会を通して連絡会議・情報交換を行う。

エ 委員構成

(外部委員)

練馬区青少年育成会第四地区委員長 練馬区春日町会長 練馬区立田柄第二小学校長
練馬警察署 練馬消防署平和台出張所 等

(校内委員)

校長 副校長 経営企画室長 教務部主任 生活指導部主任 進路指導部主任 各学年主任

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 拡大生活指導部会における、生活指導部と学年生活指導担当との情報交換

イ 面談週間における HR 担任との面談

ウ HR での担任指導、学年集会による学年指導、全校集会における生活指導部主任における講話

エ 教科指導、HR 指導を中心に、全ての生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍することができるような指導を行う。

オ わかる授業づくりのために、校内研修、教員同士の授業参観を行う。

カ 弁護士などを活用した出前授業などいじめ防止のための啓蒙

(2) 早期発見のための取組

ア 面談週間における HR 担任による面談

イ 拡大生活指導部会における、生活指導部と学年生活指導担当との情報交換

ウ スクールカウンセラーとの全員面接（1 学年）

エ ふれあい月間におけるいじめ発見チェックシートの活用

オ 定期考査前の実施する教員による校内巡回

カ 授業中に不審な点があった場合の教科担任から担任への連絡体制の整備

キ 必要に応じていじめ実態調査における生徒対象アンケートの実施

ク 学校非公式サイト等の監視結果を生徒への指導に活用する。

ケ 情報の授業で「インターネットなどの適正な利用に関する指導事例集」を活用し指導する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめ把握直後に、学校いじめ対策委員会・生活指導部・当該学年が正確な事実確認を行い、被害生徒の安全確保、加害生徒への指導

イ 加害生徒の指導（謹慎、別室待機）を行い、加害生徒の保護者連絡および連携

ウ 被害生徒の安全確保（自宅待機、別室授業等）を行い、落ち着いて学習できる環境を確保

エ 学校いじめ対策委員会を核とした緊急の会議を開催し情報の共有を図るとともに、被害の生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒のケアについて、教職員の役割分担を明確化

オ 保護者会開催など保護者への連絡及び連携を図り、情報の共有

カ 被害生徒、加害生徒、周りの生徒へのカウンセリング、スクールカウンセラー及び外部機関（教

育委員会・東京都教育相談センター等) から支援を要請する。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒を学年、生活指導部など複数の教員が見守る体制を構築

イ スクールカウンセラーと教員の情報共有を徹底する。スクールカウンセラーを活用し、被害生徒と被害生徒の保護者の心のケアを行う。場合によっては外部からの支援要請、カウンセラーの常駐化を要請する。

ウ 被害生徒の安全確保を図るため、加害生徒への教室以外の場所で学習させる。

エ 加害生徒、加害生徒の保護者に対してスクールカウンセラーなどを活用し、ケアしていく。

オ 加害生徒への指導を行っても改善が図られず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる場合は校長による訓告、出席停止などの懲戒を実施する。

カ 緊急保護者会の開催

キ 東京都教育委員会、東京都教育相談センターと連携する。

5 教職員研修計画

(1) 年3回の校内研修

(2) わかる授業づくりを進め、規律正しい態度で授業に臨む態度を養うために、教員相互の授業参観、授業に関する校内研修を実施

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 「HP に練馬高等学校いじめ防止基本方針」を掲載する。

(2) 保護者会での通知

(3) スクールカウンセラーと連携した保護者相談の実施

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会を中心に警察署、スクールサポーターと情報交換を密にし、重大事態に早期対応できるようにする。

(2) 二大行事(体育祭、文化祭)開催の連絡を警察署に通知し、所轄警察署少年課との連携を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価アンケートにおいて、全校生徒・保護者・教職員・地域住民にいじめ問題について学校評価アンケートを行い、本方針の検証を図る。